

第2回 グリーンインフラ（GI）に係る資金調達に関するガイドライン検討会

日時：	2026年2月3日（火）16:00～18:00
場所	中央合同庁舎3号館
出席者	■委員（五十音順・敬称略） ・朝日ちさと（東京都立大学都市環境学部教授）※オンライン ・加藤翔（一般社団法人 日本経済研究所・調査局副部長） ・藏重嘉伸（株式会社 YMFG ZONE プラニング 代表取締役/株式会社山口 FG 成長戦略事業本部 地域共創室 室長）※オンライン ■オブザーバー（敬称略） ・林礼子（BofA 証券株式会社取締役 副社長）
議題	1. 開会 2. 議事 （1）グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン案について （2）意見交換 3. 閉会
資料	資料1：グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン案（本編資料） 資料2：グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン案（別添資料） 資料3：第1回検討会での主なご意見

【ご発言概要】

資料全般に対する意見

- 「官民連携」という言葉が、資金を獲得するGI事業者が行政と協力して事業を実施することを指しているのか、あるいは金融機関が行政と資金拠出の負担を分担することを指しているのか、資料内で混在している。官民連携とは本来、行政のみでも、民間事業者のみでも実施できない事業を協力して費用分担し、実施することを指すと思う。本資料において官民での連携をどのように考えているのか示す必要がある。
- 本資料における官民連携は、行政側が民間との連携により資金を調達するかという文脈であるが、一般的には民間事業者が行政側ともリスク分担を図る、という文脈であると考えられる。そのギャップがわかりづらさにつながっているのではないかと。
- 資金提供主体である金融機関等へのメッセージが弱いのではないかと。例えば、資金提供の際の具体的なメニュー等を一定整理してもよいのではないかと。

- 今回の資料はガイドライン策定に向けた中間とりまとめという位置づけにするのであれば、現状の資料が資金調達のガイドになっていない点は問題ないと思う。

第二章(GIにおける資金調達)に関する意見

- P16「外部経済価値への効果」に記載がある「地域価値」とは何か補記したほうが良い。
- P17「資金の観点からGI事業を推進する効果」の図について、GI事業が補助金・税制優遇等に頼って実施されるものというメッセージを受け取りかねず、本資料の趣旨と合わないのではないか。また、補助金等が今後必ず存在し、かつ採択されるとも限らないため、民間企業としては補助金を前提として事業設計することは難しいのではないか。

第三章(事業類型化)に関する意見

- 事業収入につながるか否かでGI事業を類型化している点についてはわかりやすいと感じる。一方、各主体がどのようなリスクを負い、それに応じた費用分担をするという点をもう少し深掘ってもよいのではないか。
- P22「資金調達におけるGI事業類型化」における事業類型⑤（地域の基礎インフラを担う公的なGI事業）について、潜在的なリスクをコントロールする事業である以上受益者が特定できず、公共が負担するという構造だと思う。リスクを定量化しGIがそのリスクをどれくらい軽減できるのかというものを明らかにすることで、受益者に資金の負担を交渉できるようにするとよい。
- P22「資金調達におけるGI事業類型化」における事業類型⑤（地域の基礎インフラを担う公的なGI事業）について、行政区をまたいで上下水道を管理する上で、民間事業者アウトソーシングすることで広域化を図れるのではないか、という点を研究がされている。上下水道は水道料金の徴収で安定的なファンディングが可能であり、その資金の循環が可能なのか、ゼロサムになりトータルで収益が生まれないのか、公社のような組織が望ましいのか、等について検討している。
- 上下水道を担う組織に関連して、ドイツのシュタットヴェルケのようなマルチユーティリティ会社は料金収入をもとに戦略的再投資を行っており、そのような組織に公的事業を委託することは一つの手であろう。

第五章(具体的スキーム)に関する意見

- 現在SIB事業を推進する立場にある身から見ると、現状のSIB事業は小規模な事例が多く、一つのSIB事業が次の事業につながりにくいという課題を持っている。そのため民間事業者から見れば依然として参入ハードルは高い印象である。ただし、SIB事業の拡充の可能性は大きいとも感じており、現状は

「事業を立ち上げてから中間支援組織を組成する」というプロセスをとる SIB 事業がほとんどではあるが、今後は「既存の中間支援組織が行政に SIB 事業を提案・立ち上げる」というプロセスがとられる可能性もあるのではないかな。

- P.54「SIB を活用したスキーム（概要）」のスキーム図にて、SIB の資金提供者が様々書かれているが、このスキームであればインパクトファンドを組成することも考えられる。また、今までの SIB においては、第三者評価として技術的な観点からモニタリングをする必要がないため、金融機関でも実施できたが、GI の効果測定は専門性を要するため、そのモニタリングを実施する主体の検討は必要である。
- DEFRA が作成している、イギリスのグリーンブックをもとにした自然資本評価に関するガイドラインでも言及されていたが、ファイナンスに必要な指標と、自治体における公共事業の実施に必要な指標ではそのレベル感が大きく異なる点は追記したほうが良い。公的資金にて抱えられるリスクと、民間事業者が資金提供する際に抱えられるリスクは異なり、それによりファイナンスにおける指標に特に厳密な専門性が求められるのではないかな。
- SIB 事業の難しさに関連して、今後 GI の効果見える化の手法検討を踏まえ、成果指標・目標の設定を確実にできるように検討を積み重ねる必要がある。

第六章(中間支援組織)に関する意見

- GI のリスク評価に関しては、損害保険会社が一定の役割を担うと考えられ、P.71 の中間支援組織の整理の中にも損害保険会社を盛り込むべきではないかな。例えば熊本では MS&AD がリスク評価の役割を担っており、熊本ウォーターポジティブアクションの取組の中で欠かせない存在である。
- 複雑な問題を様々な主体が協力して解決するための手法としてコレクティブインパクトというものがあり、その手法の中で「バックボーン組織」として中間支援組織を活用する事例が欧州で見られている。民間の営利企業が中間支援組織を組成する事例は少ないので、NPO 等を活用することも重要である。コレクティブインパクトの成功には五つの要素があり、その中に中間支援組織が位置付けられている。そのため、コレクティブインパクトを踏まえることで、中間支援組織がどのような役割を果たすべきか、また自治体と地銀のコミュニケーションの接点をどう作るか等も整理できるのではないかな。
- 社会課題解決を掲げる NPO を、GI 事業等社会的意義の高い事業に巻き込むことも重要ではないかな。
- 今回中間支援組織のスキーム図を二パターン提示してわかりやすいものの、こうした体制を誰が主導し、どのように構築していったのか、時系列順に整理できるとなるとよい。